

平成31年第4回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第4号)

招 集 年 月 日	平成31年4月24日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	平成31年4月24日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	平成31年4月24日11時		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	4番	木下 博志		
	5番	沖 貴雄		

議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 4 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 4 番委員と 5 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、事務局職員の任免について提案された議案第 17 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>議案第 17 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 17 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 17 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>よって、農業委員会事務局職員、佐々木浩吉と池田一貴を事務局職員から免じ、佐々木一と小笠原文麿を事務局職員に任命します。</p>
議長	<p>それでは、辞令を交付いたします。</p> <p>(辞令の交付)</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 14 号から議案第 27 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 18 号について、私から説明をさせていただきます。</p>

議長	<p>譲受人の方との日程が合わず、立ち会いができませんでしたので、電話にて聞き取り調査を行い、現地確認につきましては配布しております写真のとおりでございます。この3か所の農地につきまして、写真一番下の農地は家の前にある農地です。真ん中の農地は主として耕作する農地になります。ただ、宅地に囲まれており、進入が難しかったこともありますので、この農地につきましては現地確認はできませんでした。しかし、ご本人様はこの農地を、ご両親が近くに住んでいることもあり、ともに耕作するということであります。一番上の農地につきましては維持管理に努めるということでありました。この申請は、贈与ということであります。農地法第3条第2項各号には該当しないと認められますので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第19号について、8番委員より説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>議案第19号について説明します。今月の17日に私と■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。■■■さんは自己所有の農地を耕作されています。■■■さんは、農機具も所有され、農作業に常時従事されています。申請地は■■■さんの家の前であり、以前より■■■さんが耕作されています。耕作する農地の合計面積は下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第20号について、8番委員より説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>議案第20号について説明します。今月の17日に私と行政書士の■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました。譲受人の■■■さんは自己所有の農地を耕作されており、農作業に常時従事されています。農機具も一式所有されています。申請地は■■■さん宅から徒歩約3分の場所であり、柿が植えてあります。今後もその柿を管理されるということです。耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用の影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第21号について、4番委員より説明をお願いいたします。</p>
4番委員	<p>農地法第3条、議案書の2ページ、議案第21号及び7ページの図面をご覧ください。4月19日、申請者の■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。■■■さんは所有する農地、1,250㎡と借入地において耕作されています。農機具も所有され、農作業に常時従事されています。今回、譲渡人である■■■さんは高齢で足も悪く、耕作困難であり、譲受人である■■■さんが田んぼを借りて耕作されていました。その借入地を譲り受けるというかたちでございます。勝手も知っておりますし、周辺の農地利用にも影響はありません。また、耕作</p>

	<p>する農地の合計面積も下限面積以上であります。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第22号について、8番委員より説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>議案第22号について説明します。今月の17日に私と行政書士の■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請人の■■■さんによる墓地への転用事案です。■■■さんの所有する農地は16㎡だけであり、事業規模からみて、適切だと考えます。周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と考えます。なお、この案件は、無断転用となっておりますので、始末書がついております。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第23号について、6番委員より説明をお願いいたします。</p>
6番委員	<p>議案書は3ページ、図面は9ページとなりますので、ご覧ください。譲受人の■■■さんによります宅地及び駐車場への転用事案です。4月16日に申請人の■■■さんと私で現地調査をしました。現地は三段峡入口より柴木方面へ約400m入ったところの■■■さん宅の裏にあります。事業規模からみても適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。なお、この案件は、無断転用のため、始末書が付いております。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第24号について、1番委員より説明をお願いいたします。</p>
1番委員	<p>議案書は3ページ、図面は10ページになります。■■■さんによります墓地への転用事案です。4月20日に私と■■■さんで現地調査をしました。申請地は西光寺から北東へ約200mの場所に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第25号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第25号の説明をさせていただきます。議案書の3ページ及び11ページをご覧ください。広島市安佐北区の■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、安野出張所から北へ約4km進んだ場所に位置しております。担当地区の■■■委員さんと事務局職員で現地確認を行いました。申請地にはスギ、ヒノキ、竹などが繁茂しており、農地への復旧は困難なため非農地と判断しました。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続いて、議案第26号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第 26 号の説明をさせていただきます。安芸太田町待ち家バンクに登録される物件に附属する農地の変更設定についてです。別紙資料 1 をご覧ください。この度、安芸太田町待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 3 件出ておりますので、資料 1 のリストを加筆修正し、変更案を作成しました。1 件目は、■■■■さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地を資料 1 のリストに追加しております。2 件目は、■■■■さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地も資料 1 のリストに追加しております。3 件目は、■■■■さんにより待ち家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。添付書類に不備はなく、安芸太田町待ち家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしているため、この農地も資料 1 のリストに追加しております。現時点で、この資料 1 は案ですので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 27 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まずはじめに、議案第 27 号につきましては、申請地が遊谷であり、担当地区の農業委員さんが先月辞任されたため、事務局より説明をさせていただきます。本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請になります。追加議案をご覧ください。申請地は、役場本庁から北西へ約 1 km 進んだ場所に位置しております。譲受人の■■■■さんは申請地を譲り受け、所有の自作地を含め、野菜を作付けされるということです。なお、■■■■さんは農機具を一式所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積は下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、この申請につきましては許可相当と考えられます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 14 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 14 号の説明をさせていただきます。先進地視察研修を終えての今後の取り組みについて、継続審議分です。別紙資料 2 をご覧ください。研修後にご記入いただきました感想を箇条書きにしてまとめました。最も多かった感想は、余った野菜の活用法についてでした。この資料 2 やそれ以外の意見等を交えて、今後の農業委員会の活動についてご審議いただければと思います。審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	<p>それでは、議案第 18 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 18 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 19 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 19 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 19 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 19 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 20 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 20 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 20 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 21 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 21 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	挙手多数でありますので、議案第21号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第22号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第22号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第22号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第23号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第23号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第23号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第24号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第24号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第24号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第25号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第25号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第25号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第26号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第26号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第26号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第27号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第27号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第27号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第14号について質疑を許します。
議長	この資料2のまとめであることをもとに農業委員会としての取り組みをどうしていくかということ。
事務局	そうですね。これからどう活動していくかという取り組みであったり方向性であったり、そういったものを決めていく審議をしていただきたいところです。先月、農地利用最適化推進委員会議を開催しまして、同じ議題で意見を交わしていただいたのですが、視察先の今後の気になるので同じ視察先を繰り返し視察していくのはどうかといった意見をいただきました。ただ、それはまた別の話になるのかなと思ったところです。
6番委員	結局、農業委員会で何をするのかということよね。
事務局	そうですね。農業委員会の取り組みを視察したわけではなく、法人の取り組

	<p>みを視察させていただいたということで、法人の取り組みから学んだことを農業委員会としてどのように町の農業振興に活かしていくのかというところだと思っております。農業委員会と法人とのかかわりであったり、産直市とのかかわりであったりですね。</p>
議長	<p>この度の視察先の産直市としては確かに異色な形態ではありましたね。法人自らが産直市をもって、二つの市場をもって経営をしている。このことについては特徴のあるものだと思います。法人としてのやり方というよりは、産直市場としての運営の仕方が特徴的だと感じられました。そういった面では、安芸太田町の産直市場はどっちつかずだということが考えられます。地域商社がということにはなるんだろうけど、農協と生産者組織と町とで現在ははっきりしない部分があります。今後、道の駅周辺の再開発という話もある中でどういう運営形態にもっていくのかを、この度の視察先の運営方法が一つの手段、方法であるかもしれないし、今後の方向性の参考にはなったのではないかと思います。個人的な感想としては、道の駅の再開発の中で、農業委員会が一つの意見として述べる場を設けてもらいたいという気はします。</p>
1 番委員	<p>それと、あの惣菜を加工して提供するというやり方も魅力的だと感じました。</p>
6 番委員	<p>ええことですよ。加工して売ること自体がロスがなくなるけえね。</p>
5 番委員	<p>空き家バンクで今、少しずつ来よるじゃないですか。あれで自家消費で栽培されての方もいらっしゃるんですが、それだけじゃなく、自家消費からおもしろくなって、販売までいってもらって。市場とか大きいところ相手じゃなく、ちよつとしたところを出してもらえれば、そこからまたつながって産直も盛り上がったりするんじゃないですかね。</p>
議長	<p>今の産直も位置的には特に問題ないと思うよ。でも、どうも場所が悪いという問題がある気がしてならんのよ。</p>
1 番委員	<p>あそこはもう少し広げる考えがあるという話は以前少し聞いたことがありますけどね。</p>
議長	<p>あそこは今どんな。</p>
事務局	<p>まだでしょうね。あそこ全体をどうレイアウトするかもあるでしょうし。ただ、JA さん自体の場所は変えられないでしょうからその中でどうやって土地を確保するのかなというのはありますよね。</p>
議長	<p>今後どういうプランで再開発がすすめられるのかはわかりませんが、どういう状況であっても、やはり、その中で農業委員会が関わりを少しでももてる場</p>

	を設定してもらいたいですね。
議長	今回、いろいろな産直を見て回ったわけではあるけども、どこも似たような商品ばかりだったような気がするね。特徴がないというか。そういう意味では、本当に地元でとれたもので加工された特徴的な商品を提供したいね。
1 番委員	なんかあの、 ■■■■ さんがトマトを作りよってじゃないですか。あのことで農業委員がお手伝いできるようなことがあれば。もうちょっと力があればのばせるのになとか、そんなところを協力できれば。
6 番委員	値段ばかりじゃないけえの。
8 番委員	加工品として何かできればいいなとは思っていますけど、ただ、処分の仕方がちょっと。
5 番委員	確かに、すべてを加工品にするわけではないんで、どの品を加工して、処分がでるところしてというのはまた負担にはなりますよね。
議長	少し話は脱線したりもしましたが、それでは、議案第 14 号、先進地視察研修を終えての今後の取り組みについてにつきましては、今日の総会で出た意見を事務局の方で取りまとめて、次回の総会で説明してもらおうというかたちの継続審議でよろしいでしょうか。
	(全員異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第 14 号は継続審議とさせていただきます。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	報告事項の説明をさせていただきます。 認定電気設備事業者の行う中継設備等の設置に伴う農地転用の届出が 1 件出ております。1 ページめくっていただき、事業計画書をご覧ください。事業計画書の 4.事業計画地につきまして、土地の所在が大字 ■■■ 字 ■■■ 、地番が ■■■■■ 、地目が登記簿上は畑で、現況も畑、面積が 231 m ² の内 6 m ² 借地、利用状況が畑、耕作者氏名が ■■■■■ さんです。添付書類等の不備はないため、異議がないか伺います。 以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。
議長	報告事項について質疑はありますか。

議長

(全員質疑なし)

以上で本日の審議は終了いたしました。

なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。

これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第4回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(11:00)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

4 番委員

5 番委員